

平成31年4月12日  
公益財団法人 日本骨髄バンク

## ドナー個人情報書類(提供意思確認書・問診票)紛失について

### 1. 概要

本年31年4月8日、担当コーディネーターが、確認検査面談のために関連書類を準備中、当該ドナーの方の提供意思確認書及び問診票(計5枚)参考資料1)が紛失していることが判明、所属地区事務局に紛失した旨報告をした。

4月9日、担当コーディネーター及び所属地区代表者から当該ドナーの方に経過説明と謝罪をした。引き続き、担当コーディネーター自宅及び所属地区事務局を搜索。

4月10日、地区代表者が担当コーディネーターの自宅を訪問、紛失書類について搜索するも発見されず。

### 2. 事案発生の経緯

本年3月26日、所属地区事務局から発送された当該ドナー登録者の新規依頼書類一式を受理、確認検査面談の日程調整を開始した。提供意思確認書及び問診票が新規依頼書類一式に含まれていることを目視で確認し、自宅内の保管場所に収納した。

3月28日、当該ドナー登録者について、提供意思確認書及び問診票を用いて連絡調整業務を行った。引き続き、コーディネートが終了した別のドナー登録者の書類を整理し、廃棄対象の書類として、地区事務局に返却した。

3月29日、地区事務局は、当該コーディネーターから送付された書類を受理。

4月5日、当該書類をシュレッダーにて処分した。

※地区事務局では、廃棄対象の書類の受理や処分に際し、書類の内容確認を行う体制にはなっていないかった。

4月8日、コーディネーターが当該ドナー登録者の提供意思確認書及び問診票が自宅内の保管場所に見当たらないことを確認。当該コーディネーターは紛失したものと判断し、同日夕に地区事務局を介して骨髄バンクのドナーコーディネート部に報告した。

なお、当該文書は、コーディネーターの自宅や、この期間中当該コーディネーターが訪れた医療機関等において、現時点では見つかっていない。

また、当該ドナーの提供意思確認書及び問診票以外の書類及び担当している他ドナー登録者の書類については、紛失していないことを確認している。

以上